

● 11月は「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」
● — あなたしか 気づいてないかも そのサイン —



● 子どもの虐待の現状

9月に国が取りまとめた、「こども虐待による死亡事例等の検証結果等について（第19次報告）」によると、児童虐待による死亡事例は年間60件を超えています。

一人ひとりが関心を持ち、みんなで子どもたちの笑顔を守りましょう。

《匿名可能・通話無料・秘密厳守》
児童相談所虐待対応ダイヤル 189

虐待かもと思った時などに、すぐに近くの児童相談所に通告・相談ができる全国共通の電話番号です。（一部のIP電話からはつながりません。）

上記のほかの相談先

- 長野県児童虐待・DV24時間ホットライン ☎026-219-2413
- 子育て支援センター ☎82-2291
- 教育文化課子ども支援室 ☎75-6209

● 児童虐待とは

身体的虐待

殴る、蹴る、叩く、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、溺れさせるなど

性的虐待

子どもへの性的行為、性的行為を見せる、ポルノグラフィの被写体にするなど

ネグレクト

家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、重い病気になっても病院に連れて行かないなど

心理的虐待

言葉による脅し、無視、きょうだい間での差別的扱い、子どもの目の前で夫婦喧嘩や家族に対して暴力をふるう（面前DV）など

● 親子のお悩み相談

町では随時、子育て支援センターで行っています。また、国では子育てや親子関係に悩んだときに、子ども（18歳未満）とその保護者の方などが匿名相談できる窓口「親子のための相談LINE」があります。



◎問い合わせ先 教育文化課子ども支援室 ☎82-3111（内線253） 直通75-6209

11月から
スタート!

子育て世帯生活支援特別給付金の支給について



対象者

令和5年度住民税所得割非課税の方、または、令和5年1月から12月までの家計が急変し、住民税所得割非課税である方と同様の事情があると認められる方で、以下のいずれかの要件に該当する方

1. 令和5年4月分の児童手当、特別児童扶養手当を受給した方
2. 令和5年5月から令和6年3月までのいずれかの月の分の児童手当もしくは特別児童扶養手当の受給資格の認定または額の改定認定を受けた方
3. 令和5年3月31日時点で、平成17年4月2日から平成20年4月1日までの間に出生した児童を養育する方

支給額

対象児童1人あたり3万円

申請期限

令和6年2月29日(木)

申請手続き

- (1) 令和5年4月分の児童手当、特別児童扶養手当を受給した方
 - ・ 給付金を受給するための手続きは**不要**です。受給口座を変更する場合は、手続きが必要になります。
- (2) 上記(1)以外の方
 - ・ 給付金を受給するための手続きが**必要**です。
 - ・ 「申請書」に必要事項を記入し、必要書類とあわせて期限内に福祉健康課へ申請してください。



◎申請・問い合わせ先 福祉健康課福祉係 ☎82-3111（内線132・136） 直通75-6205